

さくらい 市議会だより



市民とともに、より開かれた議会をめざして

平成 24 年
12 月定例会

平成 24 年度 一般会計補正予算

4 億 3, 387 万 9, 000 円を一部修正可決!

議案審議のあらまし

12 月定例会における本会議での審議の概要は、次のとおりです。

まず、12 月 7 日に開会し、市長より提出議案の理由説明がありました。

次に、13 日の本会議において別記のとおり熱のこもった一般質問が行われました。

続いて 17 日に議案審議があり、報告案件 3 件は全員異議なく承認され、議案第 41 号から第 55 号については、委員会付託を省略して審議の結果、全員一致で原案どおり可決されました。議案第 40 号については総務委員会に、付託されました。

また、議員発議による意見書についても原案どおり可決されました。

次に、21 日に本会議が再開され、総務委員会から審査報告があり、採決の結果、審査報告どおり、可決されました。

続いて、市長より人事案件 1 件の追加提出があり全員異議なく同意されました。

以上、付議されました案件の審議はすべて終了し、同日をもって閉会致しました。



第 6 回議会改革特別委員会

議会改革特別委員会 審議の進捗状況

第 1 回の委員会を平成 24 年 7 月 24 日に開催して以来、今日まで 6 回にわたり、委員会を開催しました。議会基本条例を制定していく上で、「開かれた議会」「積極的な情報公開」を進める視点から、各委員より出された 44 項目の要因を「議会運営に関すること」「議会の機能強化に関すること」など 5 つの類似項目ごとに、まとめ、地方議会のあり方や先進市議会の事例など調査研究する中で、桜井市議会の現状について、議員同士の共通認識を図り、桜井市議会として、議会活性化に当たつての基本理念、それに基づく基本方針、解決策を検討しています。

トピックス

会派のあり方の議論の後、構成要件を 3 人から 2 人に改めたことにより、会派「公明党」が結成されました。

議決結果

議案番号	件名	概要	議決結果
報第16号	専決処分の報告、承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)	職員が運転する公用自動車の物損事故等による損害賠償額を定める	承認 (賛成全員)
報第17号	専決処分の報告、承認を求めることについて(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例)	再任に伴い、前任期から引き続き現任期の期間においても特別措置として給料を減額することに伴う改正	承認 (賛成全員)
報第18号	専決処分の報告、承認を求めることについて(平成24年度桜井市一般会計補正予算(第3号))	補正額 28,273,000円 衆議院議員総選挙執行にかかる経費と財源である県委託金	承認 (賛成全員)
議案第40号 (総務委員会)	平成24年度一般会計補正予算(第4号)	補正額 433,379,000円 民生費・高齢福祉費の一部減額修正	修正可決 (賛成多数)
議案第41号	平成24年度下水道事業特別会計補正予算(第1号)	補正額 3,210,000円 人件費及び共済費の精査による	可決 (賛成全員)
議案第42号	平成24年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	補正額 940,000円 人件費及び共済費の精査による	可決 (賛成全員)
議案第43号	桜井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	「介護保険法」の改正に伴う桜井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の条例化	可決 (賛成全員)
議案第44号	桜井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	「介護保険法」の改正に伴う桜井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の条例化	可決 (賛成全員)
議案第45号	桜井市道の構造基準に関する条例の制定について	「道路法」の改正に伴う本市における市道の構造基準等の条例化	可決 (賛成全員)
議案第46号	桜井市道路標識に関する条例の制定について	「道路法」の改正に伴う本市における市道の案内標識等の寸法等の条例化	可決 (賛成全員)
議案第47号	桜井市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正に伴い、本市が特定道路を新設等する場合における構造基準の条例化	可決 (賛成全員)
議案第48号	桜井市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	「河川法」の一部改正に伴う、本市の準用河川における河川管理施設等の構造基準の条例化	可決 (賛成全員)
議案第49号	桜井市風致地区条例の制定について	「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令」の改正に伴う、本市の風致地区内における建築物の建築規制等の条例化	可決 (賛成全員)
議案第50号	桜井市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正に伴う、本市が特定公園施設を新設等する場合における構造基準の条例化	可決 (賛成全員)

議案番号	件名	概要	議決結果
議案第 51 号	桜井市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について	「水道法」の一部改正に伴う、本市の水道事業における布設工事監督者の配置基準等の条例化	可決 (賛成全員)
議案第 52 号	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	地域主権一括法による廃棄物の処理及び清掃に関する法律、公営住宅法、住宅地区改良法、都市公園法及び下水道法の改正に伴う関連条例の改正、本市における基準等の条例化	可決 (賛成全員)
議案第 53 号	桜井市暴力団排除条例の一部改正について	「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の一部改正に伴う引用条項の整理	可決 (賛成全員)
議案第 54 号	桜井宇陀広域連合規約の変更について	「障害者自立支援法」の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められることに伴う、規約中の名称変更	可決 (賛成全員)
議案第 55 号	公の施設の指定管理者の指定について	桜井市戒重集会所、桜井市立大福共同浴場、豊田共同浴場、埋蔵文化財センター、桜井市福祉センター、桜井市火葬場 指定期間：平成 25 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで	可決 (賛成全員)
委員会提出 議案第 1 号	桜井市議会委員会条例の一部改正について	「地方自治法」の改正に伴う、常任委員会 の選任方法、委員の任期等の条例化	可決 (賛成全員)
委員会提出 議案第 2 号	桜井市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について	「地方自治法」の改正に伴い、「政務調査費」 を「政務活動費」と改め、経費の使い道の 明確化	可決 (賛成全員)
委員会提出 議案第 3 号	桜井市議会会議規則の一部改正について	「地方自治法」の改正に伴い、本会議にお ける公聴会、参考人の招致	可決 (賛成全員)
発議案第 4 号	次代を担う若者世代支援策を求める意見書の提出について	提出先 内閣総理大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 国家戦略担当大臣	可決 (賛成全員)
同 第 1 号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	香芝市 元田 清士氏	同意 (賛成全員)

問 リース方式による公共施設照明の LED 化について
東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、原子力に頼らない社会の構築が多くの国民の願いとなっている。今日において、再生可能エネルギーの開発や普及、更なる省エネ・省電力化が喫緊の課題となっている。これらを推進し、スピード化を図るためには地方自治体が率先して、省エネルギー化を図るべきと考えるが、全国の地方自治体



公明党代表質問
万波 迪義議員

市政について
ここが聞きたい

=一般質問=

が導入を進めている「リース方式による公共施設へのLED化」についての考えを聞きたい。また大阪府が、来年1月10日に全国の自治体実務者を対象に、これらの説明会を開催すると聞くと、率先して職員を派遣するなど、積極的に取り組んでほしい。

答（市長） 地球温暖化対策として、CO2を削減するため、節電効果が高いLED照明への転換が有効であり、エネルギー需要の削減が極めて重要であると認識している。これまで地域グリーンニューデール基金等100%補助対象で、市役所本庁、第1保育所、第2保育所、第3保育所、第5保育所において、蛍光灯をLED照明に器具取替え工事を行ってきた。しかし、LEDの導入についてはインシヤルコストが高く、公共施設全体では、なかなか進まないのが現状である。リース方式は初期費用を抑制し、コストの平準化が図れる、大変有効な方法と考えられるが、リース期間の設定によっては、技術革新の恩

恵を受けられないリスクも生じると考えられることから、費用負担のあり方、技術革新の状況、節電効果といった要素を総合的に判断し、補助金の動向も見据え、先進の自治体を研究しながら前向きに検討したい。

問 ごみ集積場の設置位置については、同じ町内会でも意見や希望が分かれるが、高齢化が進む中で利便性に関して、住民から要望を聞くことがある。これからの時代は、市においても従来の2tパッカー車が入れない地域に対しては、小型のパッカーを保有するなど工夫が必要であり、集積場所の決定についても状況に応じて、自治会等に対し何らかの指導や働きかけをするなど、市民の要望にきめ細やかな対応を図るべきと考ええるが

どうか。また、ごみ収集車に3人乗車しているが、その必要性も疑問である。民間委託をしてサービスの低下を招くのであれば、委託すべきでないが、現状の業務内容では市民の納得が到底得られないのではないか。業務を精査し、効率的な業務運営を図るべきと考ええるがどうか。



桜井市塵芥車両（2tパッカー車）

答（市長） 集積場所は基本的に2t車が通行可能な道沿いで、周辺住民の通行の妨げにならない場所を、地域の実情や周辺住民の理解のもと、自治会との協議を踏

まえて決定しており、障がい者や要介護者に対しては、福祉保健部、環境部、区長または総代が会い、ごみの出し方及び収集場所を協議の上、決定している。ごみの収集車の3人乗務については、収集作業中の市民及び作業員の安全確保の担保と事故防止、また迅速な回収を含め、安全衛生上から3人で行っている。今後、集積場所や業務の効率化など頂いた意見を環境部ともよく相談し、生かしていきたい。

問 エネルギー問題への取り組みについて
冬の電力需要対策として、今月3日から年末年始を除く来年3月までの平日を対象とした政府が定める節電要請期間が始まった。



岡田光司議員

一般質問

来年4月から家庭向け電気料金も値上げされる見込みであり、市民に負担を強いることになるが本庁外において、まだまだ節電意識の乏しい部署もあるのではないか。今夏の取り組みの教訓を踏まえ、市役所として今冬の節電や省エネ対策は、どのように考えているのか。グリーンパークのごみ処理発電については、木質チップ等の補助燃料による効率化など、何か改善策を検討してはどうか。また今後どのように生かしていくのか。公共施設の屋根貸し事業等により収益を挙げているところがあるようだが、本市の施設の活用方法について聞きたい。

答（市長） 節電対策については、夏季の節電取り組みのうち、冬季も可能なものについて引き続き実践している。照明については、使用していないエリアや時間帯の消灯等、暖房については来庁者に支障のない温度設定で節電を実施し、継続的に節電に努めたい。太陽光発電については、太陽光パネルが設置可能な施設があ

るか等、施設の利活用を含め、現在検討しているところである。補助金については依然厳しい財政状況にあるが、早期に取り組みたい。

答（総務部長） 市役所内で出来ることと市民に理解を求め、可能な限り行っているが、まだまだ十分ではなく、LEDの問題を含め、色々な手法を検討し取り組みたい。太陽光発電の設置については、民間企業と調整している。条件が合わない現状にあるが、今後も積極的に進めていきたい。

答（環境部長） ガス化溶融炉発電については、ごみの量も一定ではなく、施設の4割程度を賄っているに過ぎない状態であり、売電には至っていない。

問 平成23年12月定例会における「情報化政策及びシステムの最適化について、どのような認識をもっているのか」との趣旨の一般質問に対し、「時期的なことも含め、しっかりと研究し取り組む。また、現在稼働中のホ

ストコンピュータについては平成26年度以降に、クラウド型システム等を考慮しながら新システムの構築を検討する」との答弁であったが、進捗状況と今後の取り組みについて聞きたい。



桜井小学校屋上に設置されている太陽光発電パネル

いう結論に至り、県よりCIO補佐官を招き、情報化推進委員会委員と実務者レベルによる研修会を行い、業務単位で他市町村へ視察を含めた調査研究をしながら、推進会議を11月と12月に開催した。システム最適化に関するオープン化、クラウド統合、クラウド化について協議を行い、年明けに行われる今回の委員会で、今後のシステムの方向性を決定したいと考えている。

答（総務部長） 現在のホストコンピュータは、平成26年までは保守可能であるが、26年中にはシステムを導入して、運用を開始する必要がある、それに伴うシステムの構築、業務試験、職員研修に1年程度の期間が必要であることから、システムの選定などのタイム

答（市長） 桜井市の情報化施策の基本方針の策定及び改定を審議する桜井市情報化推進委員会を平成24年10月11日に開き、住民基本台帳系システム等の最適化について審議した結果、さらなる調査研究が必要であると

リミットを平成25年とし、推進会議を進めている。

一般質問

阪口 豊議員



幼児教育行政について

① 幼稚園・保育所の耐震化について

問 昭和40年代後半に建設された桜井西、桜井南及び安倍の各幼稚園は老朽化が進み、耐震補強等の対策が急務と考えるが、今年度実施した耐震診断の結果と今後の公共施設の耐震化事業について聞きたい。

答（市長） 3園とも安全基準を下回り、桜井西、安倍幼稚園については、それぞれの部屋の壁、ブレース等の補強が必要である。桜井南幼稚園については施設全体のバランスを考慮し、鉄骨ブレースを設置するとともに、基礎梁の新設補強が必要である。保育所施設につ

いては、一部の保育所で行った診断結果の報告は出ていないが、速報値を含めた形の結果では、第1保育所はX方向で基準を下回り、管理保育室等で鉄骨ブレース設置等の補強が必要である。第3保育所は、現在保育所として活用している管理保育室等は危険性が低いと判断されたが、子ども支援の拠点施設である平屋建ての棟が、それぞれの部屋に壁面や天井、床部分に鉄骨ブレース等の補強が必要である。第5保育所は基準値を下回り、壁面に鉄骨ブレースや現在の柱と柱の間に新たな柱を設置する等の補強が必要である。今後、これらの結果を踏まえ、ファシリティーマネジメントの手法を用いた公共施設の有効利用の検討や、「子ども・子育て関連3法」の国の動向等を踏まえ、耐震化計画を立てていきたい。

問 市内幼稚園の3才児保育の実施について
幼稚園の3才児保育は、平成20年度に織田・纏向幼稚園で試行されてから、平成24年度に三輪で実施、平



耐震診断のようす（桜井西幼稚園）

成25年度からは桜井南幼稚園でも実施予定と聞くが、他の2つの幼稚園の校区の希望者は校区外へ行かなければならず、保護者から通園方法など様々な不安の声が聞かれる。保護者の不安を解消し、子育て支援の観点からも全幼稚園での3才児保育を実施すべきと考えるがどうか。また今後の実施計画と3才児保育に対するハード面・ソフト面など対応を聞きたい。

答（教育長） 園区制による園の区切りをなくし、段階

的に進めてきたが、保護者の数々の声は今後に向けての貴重な意見と受け止めた。ハード面は幼児用の机や遊具等の整備を計画的に行い、桜井南幼稚園においては、トイレの改修も進めたい。ソフト面は幼稚園の教育要領に則った教職員の研修の充実、幼児用図書の実等を進めている。

問 ③市内幼稚園の3才児保育の実情について

3才児保育の教員の配置基準は、1学級1名と認識しているが、初めての集団生活等で世話のかかる年齢であることから、保護者から「2名体制にしてみたい」との声がある。このことについては平成20年に、市PTAから要望書が提出されていると思うが考えを聞きたい。

答（教育長） 市PTAからの要望もあつたが、教職員の定数については、学校教育法にある幼稚園の設置基準に基づき配置している。ただ、市独自の措置として支援教員あるいは支援員の配置に加え、幼稚園教員のOBや地域、保護者の力を得ながら、協働による確かな3歳児の子育ちを実証していきたい。

一般質問

我妻 力議員



桜井市長の公約と平成25年度予算について

問 市長は、昨年の選挙中に「桜井市が黒字になつているのは、交付税の増額によるものであり、他市はもつと行革をしている。自らの身を削り、真の行財政改革を断行する」と訴え、市長に就任され、まず市長給与等の削減をされたが、その他の真の改

革の具体的なものは何か。平成24年度予算は、前市長の積み残し事業の整理や就任直後の予算編成ということもあり、選挙公約や自身の想いを十分に反映できなかったと思うが、何が出来て、何が出来なかつたと考えるのか。また平成25年度の予算に、その想いをどのように反映しようとしているのか。市民の中には、市長の真の改革に期待した方が大半であると思うが、市長の考える真の改革と市民が期待する改革には、大きな差異があるので

答（市長） 厳しい財政状況の中で、平成16年度以降、主な事業は実施されず先送りされてきた。喫緊の課題として、給食センターの改築や土地開発公社の解散、公共施設の見直しと最適化、纏向遺跡の整備等々が挙げられるが、これら山積する課題を正面から受け止め、一つ一



改築が喫緊の課題とされる学校給食センター

はないか。民間委託の件しかり、公約が達成されていないと判断された場合は、より一層、市政に対する不信感が増すのではないか。市民の真の意見を聞き取り、これからの予算編成にも反映させるべく、選挙公約であるタウンミーティングを開く時期と考えるがどうか。また平成26年度からの第3次行財政アクションプランの策定においては、特にどういう所に力点を置こうと考えているのか。

つ解決するため全力で取り組むたい。平成23年度普通会計決算は、平成22年度に引き続き、若干の黒字となったが、まだまだ不十分であり、将来のまちづくりに積極的に取り組むため、反転攻勢をかけるべく、平成25年度予算編成においては、実施されていない課題を総点検し、着手すべく予算化を図るため、中期的な展望に立ったシミュレーションを財政課に指示している。公約に関しては、平成24年度に医師会等と救護時の医療救護協定の締結や乳幼児医療費の拡大を図れたことであるが、今後も自身の公約である陽だまり政策、観光を通じた、産業振興などの実現に向け頑張ると共に、来年2月には、市民フォーラムを開催し、市民との対話をはかり、開かれた市政を目指していきたい。第3次行財政改革アクションプランの策定については、無駄を廃し、事業の選択と集中を行い、公共施設の見直し等を含め検討している。いかなければならないと考えている。

一般質問

札辻 輝巳議員



松井市政の1年間の成果と課題について

問 市長は「日本一住みたいまち・誇れるまち」を目指し、行財政改革の推進や陽だまり政策の推進等々の公約を掲げて当選された。しかし今、市民から「桜井市政の具体的政策が見えてこない。行財政改革を断行する意欲があるのか」という声がかかる。市長就任1年を振り返り、取り組んだ政策と成果について聞きたい。また、副市長は現在の桜井市の財政状況をどのように見ているのか。県は、過疎化・高齢化が進む県南部の活性化のための「県南部振興計画」に加え「県東部振興計画」を策定したが、桜井市の位置付けはどのようなになっているのか。同様の

課題を抱える市東部地域振興についての考えを次の点を含め聞きたい。
 ・白河バイパスの整備について
 ・市道「口ノ倉与喜浦線」の拡張整備について
 ・上之郷地区の上水道の整備について



大型観光バスの通行コースとなっている口ノ倉トンネル

医療費助成の拡大、保育所・幼稚園の耐震診断、纏向学研究センターの設置、景観計画の策定等であるが、残る課題解決の手段としてプロジェクトチームを立ち上げている。県は、世界遺産登録を目指す本市と樺原市、明日香村に高取町を加え、中部

地域と位置付けているのではないかと。桜井市の東部地域は、過疎化や高齢化に伴う課題については県同様の課題を持っており、課題解決を図るためには、地域振興と社会基盤の整備が必要と考えている。白河バイ

・上之郷小学校の跡地利用について
 ・初瀬地域におけるデマンドタクシーの運行について
答（市長） 平成24年度の主要な事業の成果としては、医療救護協定の締結、乳幼児

パスは初瀬のまちづくりや中和幹線の開通に伴い、非常に大事な道と捉え、実現出来るよう頑張りたい。口ノ倉与喜浦線の整備については、現時点での整備計画はないが、本路線の道路幅員

拡幅の地元要望に対し、平成20年度に一部側溝にふたを設置し、改善した。口ノ倉トンネルについては漏水やコンクリートの破片の落下防止の覆土工事や照明設備の修繕を年次的に実施しており、通行の安全を図るため、年1回、市道沿いの草刈等の維持管理を実施している。小夫、笠の簡易水道については、桜井市水道事業と平成28年度の統合完了を目指し、計画していきたい。東部地域で簡易水道以外の地域については、地形等の課題もあるが、飲料水を確保することは行政全体の課題として、今後も検討していきたい。上之郷小学校の跡地については、桜井市総体として上之郷地域の活性化に向け、更なる有効活用が図れるよう努力したい。デマンドタクシーについては、初瀬地域においても公共交通を利用できない不便な地域があることは認識しており要望も聞いているので、十分に検討を進め考えていきたい。

答（副市長） 財政の弾力性を示す経常収支比率が、県内

市町村の中で3年連続ワースト1位となっており、依然として財政状況は厳しい。その要因は、歳入面では市税等の自主財源が乏しく、地方交付税に依存した財政運営を余儀なくされていることにあり、人件費やグリーンパーク等過去の建設事業に係る公債費も影響していると認識している。

一般質問

吉田 忠雄議員



問 纏向遺跡の保存について

今年4月に桜井市纏向学術センターが発足し、平成27年度までを第1期と位置づけ、大型建物跡を中心とする中核部の範囲確認や構造の解明、纏向古墳群の国史跡化、保存整備・活用に向けた基本計画づくりを目標とすると聞いているが、遺跡の調査の進捗状況と今後の保存方法について

聞きたい。纏向遺跡の歴史的・学術的価値を考えると遺跡全域の確定と全面的な保存が必要と考えるが、そのためには地域住民や地権者の理解と協力が不可欠であり、国や県にも働きかけることが大事である。市民にも遺跡を考える多くの機会を提供するとともに、周辺の景観保全に努め、トイレや駐車場、道路の拡幅などインフラ整備も必要と考えるがどうか。

答 (市長)

纏向遺跡は、非常に広大な遺跡であり、遺跡内に幾つもの集落が点在し、宅地化も年々進められている状況にある。今後の保存については遺跡全体を史跡指定することは困難であることから、遺跡内の重要な地区につき調査の完了したところから部分的に史跡指定し、総合的な計画を作成の上、遺跡全体の保存活動をしていきたい。全体的な試掘調査を行う予定はないが、重要遺跡と位置づけており、開発等があった場合は、出来る限り地権者の理解を得て、発掘調査をし、付近の遺構の状況の把握に努めたい。現在、国史跡指定に向けた作業も行っており、トイレの整備等は史跡整備事業の中で、国、県等の補助を受け進める考えであるが、当面は仮設トイレを設置するなど対応を進めたい。なお、案内表示については今議会に誘導板、案内板の補正予算を提出している。

問 消防の広域化について

現在、奈良県消防広域化協議会が立ち上がり、平成25年9月からの統合を目指しているが、①進捗状況と今後のスケジュール②メリット・デメリット③市の財政負担について聞きたい。

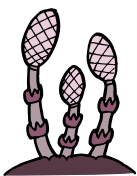
答 (市長)

法と考えるがどうか。広域化協議会からの離脱に伴い、残る11消防本部、37市町村で認識を共有し、現在、消防本部及び指令センターを中和広域消防組合消防本部に設置予定に至った。今後は平成24年12月25日開催予定の総会で新消防本部の体制、職員配置計画、経費負担方法、給料の調整等の運営計画を協議の上、承認後、1月新消防組合設立準備室設置、3月総会において組合規約等合意、6



奈良県消防広域化協議会総会より

月各市町村議会で組合規約議決、7月広域化協定書の調印、9月新消防組合を設立予定である。さらに、平成33年の現場部門統合まで段階的に協議、検討を進めていく予定である。広域化のメリットは指令の一本化により初動体制及び増援体制の充実、現場到着時間の短縮が図られ、消防救急無線のデジタル化時には、その費用負担の軽減が挙げられる。財政負担については、平成33年予定の全体統合までは各消防本部単位で自賄い方式を基本とし、人件費以外の新消防本部経費は、基準財政需要額等による案分方式が基本となっている。消防力の整備指針については、当市の人口に対し不足は認識しているが、消防広域化により向上が図れると確信しており、平成33年の全体統合までについても、現人員及び資機材を最大限活用し、職員一丸となり努力していきたい。





人口減少時代における行政のあり方と手法について

問 桜井市の人口は、平成12年から減少傾向にある。市長は少子高齢化社会に対応するための施策を厳しい財政状況の中で、施策の取捨選択を今後どのように進めようと考えているのか。また、平成12年から22年の国勢調査の本市の年齢構成や偏在を見て、どのように感じていたのか。今後は人口が更に減少していくものと予想される中、35歳から39歳の働く世代、子育て世代が、2338人増加している。少ない人数ではあるが、このことに着目し、施策と照らし合わせ、分析をしたことがあるか。また人口減少が進み、税収も減っていく中、公共施設のあり方も考



市民会館での成人式
新成人人口の推移（各年1月1日現在）
平成15年764人→平成25年624人
10年後は471人と予想されている…

える必要がある。行政の評価基準を、まほろばセンターの利用実績、又は稼働率の計算方法のように、1日を午前・午後・夜間と捉えず、1日を1回と計算し、高い稼働率と評価しているのであれば、持続可能かどうかの判断基準が民間に比べ、甘いと考えるが市長の考えを聞きたい。人口減少の現状に、もっと危機感を持ち、あらゆるデータに対して厳しく分析する基準を設けなければ、事業の評価や予算編成等にも生かされ

答（市長）本市においては、全国的な傾向以上に少子高齢化が進行していると、危機感を持っており、観光の振興、地場産業の活性化や企業誘致等の商工業の振興を行うことで、定住人口の減少に歯止めをかけ、就業人口の流入を図り、子どもや高齢者が健やかに暮らし、子育てがしやすい環境

ないのではな
いか。少子高
齢化の進展や
厳しい財政状
況の下で、民
間委託等の推
進は簡素で効
果的な行政を
実現する上で
必要不可欠で
あると考える
が、ごみ収集
の民間委託推
進会議は進ん
でいるのか。
今は苦渋の選
択であっても、

答（副市長）市長の指示を受け、これまでの推進会議の内容を精査するとともに、県内の各市等のごみ収集やし尿処理の状況を調査している。
答（市長公室長）35歳から39歳の年齢層が増えている件については、分析出来ていない。
答（産業建設部長）利用実績は、施設全体として55・1%あり、稼働率は一番高い第1研修室で68%である。稼働率は年間であり、1日を1回と数え算出している。

をつくり、良好な居住環境をPRすることで定住促進を図り、人口の流入に取り組みたい。また、このような施策を実施するためには限られた財源のもと、施策の取捨選択が重要である。特に問題と考える公共施設については時代情勢や年齢構成の変化あるいは老朽化等により、施設のあり方について見直しが必要であり、ファシリテーターマネジメントを用いた公共施設の有効利用の検討を行ってきたい。そのためにも利用率など、あらゆるデータに対し、確かな分析を行った

議会ミニミニ知識

【市議会の権限】

議会には、法律によって多くの権限が与えられています。

主な権限として、次のようなものがあります。

- ◎議決 条例の制定・改正・廃止・予算の決定、決算の認定、主要な契約など市政の重要な事項について議決します。
- ◎選挙と同意 議長、副議長、選挙管理委員などの選挙をします。また、副市長、教育委員、監査委員などの市の重要な職につく人を選任する際には、議会の同意が必要です。
- ◎調査 市の仕事について調査し、必要な場合、関係者の証言を求めることができます。
- ◎請願・陳情の審査 請願・陳情を審査して、市民の声を市政に反映させるようにします。
- ◎意見書 公益に関することについて市議会の意見を政府などに提出します。
- ◎決議 政治的な効果を期待して、市議会の意志を内外に明らかにするものです。